



遊休農地再生活動の様子

年頭のごあいさつ

飯豊町農業委員会

会長 高橋 亨 一

謹んで新年のご祝辞を申しあげます。

平成二十四年の念頭にあたり、町民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。また東日本大震災で被災された方々の一日も早い復興を願い、そして本年こそ復旧の目途が立ち、明るい日々が戻って来ることを衷心よりお祈り申し上げます。

昨年は大雪により、春先の農作業の遅れを懸念いたしました。天候回復により融雪もほぼ順調に進み、安心した次第でした。しかしその後農家にとっては福島第一原子力発電所の事故により様々な被害を受け大変な一年でした。特に畜産農家の方については風評被害による価格の低下や堆肥・稲わらの問題があるなかで、頑張っていたいただきました。この放射能問題について畜産農家だけではなく野菜や米についてもまだ、東北方面は危ないという考えの方も多く、農業委員会としては食の安全を農家とともに発信してゆきたいと考えています。

TPPについてですが交渉参加で農業への影響は目に見えているもので、農家にとっては死活問題であります。農地と農家を守る側の農業委員会の責務が重大と考えております。今後、担い手の育成、若者の農業参入に力を入れ、多くの新規就農が気やすく出来る環境作りに力を入れて行きたいと思っております。「地域の農地は地域で守る」を基本に取り組んで参ります。今後とも農業委員会活動にご指導と御協力をよろしくお祈り申し上げます。今年も幸多い年であることを祈り申し上げます。

地農休遊で力地域のそうか活

章 野 浅

添川東山地内の畑三十五アールを「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し、十月から再生作業に着手し部落のだけれども、自由に参加できる「東山農園」を開設しました。現在のところ、特に定年を迎えた女性を中心となり、ターサイ（中国野菜）、ニンニク、ラッキョウなどを作付し、来年の春の収穫を楽しみにしています。今後この農園を活かしながら女性の働き場として活用してもらえたら農地も生かされて行くと考えています。町内に点在する耕作放棄地を少しでも減らし農地として再生が出来、6次産業に

結びつけられたらという趣旨のもと、十二月十四日に埼玉県秩父市の研修に参加し農業の6次産業化に取り組んでいる女性農業委員の横田友さんの話しを聞いてきました。今度の農園の方向性にとって大変勉強になったようです。

多くの仲間と力を合わせ楽しく生産し収益を上げながら再生産できるように農園になってもらえることを祈っています。



農地パトロール活動

後藤勝之

農地パトロールは農業委員会、土地部会が中心となり、年二回開催しています。昨年は八月と十一月に農地パトロールを行なっています。町内の遊休農地の発見等の情報も含め、受け手の掘り起こしなど、再生利用活動に取り組んでいます。

遊休農地とは、現に耕作の目的に供されてお

らず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地を言います。農林水産省の統計調査に使われる「耕作放棄地」と、ほぼ同じ意味とされます。遊休農地が増えると、動物や虫の害を初め、一帯の農業にさまざまな悪影響を及ぼします。また、地域の農業振興のためには、これを適正に管理する必要があります。農業の活性化のためには、農地利用の活性化を図ることを目的として活動しています。

「農業体験交流会」を体験して

遠藤 美佐子

六月に参加者募集を全戸回覧により募り、七月十日、会長提供の畑に、そばの種を蒔きました。初心者が多いと考えていただき、マルチで準備された所には、とうきびの苗を植付ました。畑仕事をはじめての娘さんも暑いのに頑張り、お昼を兼ねた笹巻を結う頃には、会話も弾んで楽しい雰囲気となり収穫がとて楽しになりました。準備も種の苗も委員の持ち寄りによる手づくり交流会の始まりです。九月十日には、とうきびの収穫を兼ねての飯豊牛焼肉交流会を開催し、その中で農業の事、経営や生活の事など若い方の考えや意見を、聞く事が出来ました。絆が大切な今、出会いの場が少しでも増えればと開催しています。お節介な大人が少なくなった今、微力でも集いの場をつくり、農家さらに農地を守るため一歩前進しました。次回は、収穫していただくそばの実で、そば打ち体験を予定しております。個人だけではなく、地域全体が温かく生活出来ます様に、委員と事務局により活動をスタートした年でした。多くの若者が参加し、参画して下さいる事を希望しております。

知っていますか？

農地法

農地の相続等の届出のお願い

農地を相続したときは農業委員会に届出をお願いいたします。
(農地法第3条の2第1項)



農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて自分では手入れ、管理が出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借りてを探すなどお手伝いをします。

農地転用について

転用とは？

農地を農地以外（宅地など）の用途に転換すること。

転用するには？

県知事（4haを超える場合は農林水産大臣）の許可が必要になります。受付は農業委員会になりますので詳しい内容はお問い合わせください。

無断で転用すると？

農地法に違反することになり、工事の中止や現状回復命令がなされる場合があります。また、違反転用には3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農業委員会が農地の利用状況を調査します

- ◆わが国の食糧自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が成立し、施行されました。
- ◆新たな農地法（平成21年12月15日施行）では、これまでの農業委員会が行ってきた『農地パトロール』が法定化されました。
- ◆農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので皆様のご理解、ご協力よろしくをお願いいたします。
- ◆農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地があってお困りの方は農業委員会までご連絡ください。

農地を増やして規模拡大したい方へ

農用地利用集積計画により所有権移転（売買）が行われる場合、登記に係る印紙代のみの負担で農業委員会が登記手続きを代行して行うことができます。

対象条件

①受け手が認定農家等 ②受け手の耕作面積が概ね1.9ha以上あるか ③減反をおこなっているか ④売買農地が10a以上あるか等 ※詳細は農業委員会までご相談ください。

特典

①登記事務は農業委員会が行います。 ②売り手にかかる譲渡所得が800万まで免除 ③登録免許税が軽減されます。 ④買い手にかかる不動産取得税の課税標準額が2/3に軽減されます。

農業委員選挙人名簿登載申請書の提出 ありがとうございました

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在において有権者からの申請に基づき、農業委員会の認定により登載されます。

対象者

- ① 1月1日現在で10a以上の農地を耕作している方及び同居の親族、または配偶者。（年間概ね60日以上農業に従事する方）
- ② 平成24年3月31日現在で年齢満20歳以上の方（平成4年4月1日以前の出生者）



シリーズ がんばっています！ 《若手農業者》

発想も出会いも

中地区 佐藤 譲治

平成十七年に就農して七年。その間、新たに牛舎を建て、母牛十頭か三十頭に増やし、機械設備も少しずつ整えてきました。まだ厳しい経営が続いていますが、毎日出来ることを精いっぱいやっています。



農業を取り巻く環境は、口蹄疫などの感染症の発生で牛や人の移動が制限されたり、東日本大震災で飼料の入手が困難になったり、原発事故で稲わらから放射

性物質が検出されたり、天候はもちろんですが、日々刻々変わる様に思います。農業に係わる制度や施策も毎年のように変わります。変化に立ち向うのでなく、でも飲み込まれず、対応するのは厳しいが、順応するのは悔しい。前進する為に日々努力する。停滞は後退。でもたまには息抜きしないと農業は出来ない様です。いい発想も出会いもそんな時、顔を出すのかもしれない。

農地法許可締切日 ・総会開催予定日

【各種許可申請等は、下記締切日にご注意のうえ提出ください。】

(平成 24 年 2 月～平成 24 年 3 月)

許可申請締切日	総会 予定日
2月10日(金)	2月23日(水)
3月 9日(金)	3月23日(木)

全国農業新聞を購読しませんか

経営とくらしに役立つ農業総合専門誌の全国農業新聞。毎週金曜日発行。購読料は、月 600 円です。

●お申し込みは、
飯豊町農業委員会事務局 電話 72-2111
ぜひご購読ください。

広報委員

浅野 章
井上 禎夫
船山 寿一
須藤 利美
安部 数幸
遠藤美佐子
横澤 浩雄



編集後記

昨年从未曾有の大災害からまもなく一年が経とうとしています。復旧、復興は依然として遅い歩みで、被災した農地にとっても、ガレキの撤去はしたもののこの先、除塩、除染と課題は山積みです。そして今回の一連の災害を通して農地の大切さ改めて思い知らされた年でもありました。昨年東山地区の耕作放棄地の再生が行われ、荒れた農地が整地された状態を見たとき、農地パトロール等、農業委員会の活動の大切さを深く感じさせられ、今後の活動力となった気がしました。 安部数幸

町ホームページから
さらに情報を！

農業委員会のお知らせや情報は飯豊町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.iide.yamagata.jp/>